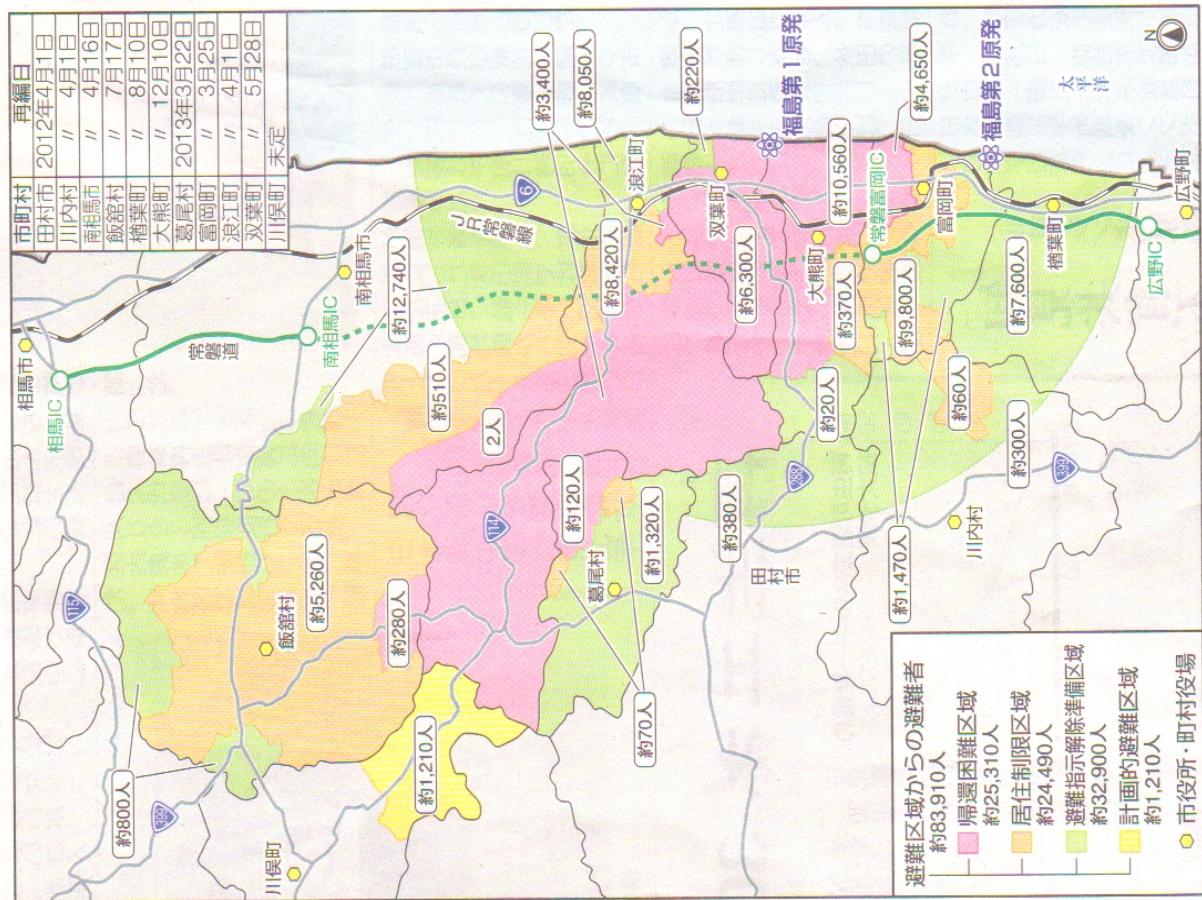


# 福島民友 警戒区域全壇へ

## 9市町村 新たな分断懸念



## 双葉町あす再編

政府は28日、東京電力福島第一原発事故に伴い双葉町全域の警戒区域を「帰還困難」避難指示解除準備」の2区域に再編する。第1原発から20キロ圏の9市町村に同心円状に設定された警戒区域は解消、除染や生活基盤復旧、財物賠償などで前進が見込まれる一方、放射線量に応じて市町村が細分化されるため新たな分断が生じる可能性もあり、国や県のきめ細かな支援が求められる状況だ。

避難区域再編は双葉町で10市町村目。残るは計画的避難区域の川俣町山木屋のみとなる。川俣町は6月中旬に各行政区の懇談会を開き住民と協議する方針。双葉町は放射線量が高い場所が多く、避難指示解除準備区域が人口の4%、境界にパリケードを設ける帰還困難区域が人口の96%を占める。町の大部分には自由に立ち入れず、国道6号など浜通りの主要幹線の通じに避難者が一時的に集団移転する「仮の町（町外コミュニティ）」の議論の加速化が求められる。政

行制限は当面続く見通し。政府は、双葉町を含めた帰還困難区域について、避難指示の解除見込みを原発事故から6年後の2017（平成29）年とした。住民の生活再建に見合う財物賠償の支払い、新たな生活支援策の整備や高齢者対策は堅緊の課題だ。

一方、日中立ち入りできる「居住制限」避難指示解除準備」の2区域が多い市町村は仕事の確保や医療福祉の充実など帰還支援施策を望んでおり、直面する課題の違いは鮮明だ。放射線量に応じた再編にこだわった政府は、1年ごとに見直す避難解除等区域復興再生計画の中で区域全体の復興の具体像を打ち出せるかどうかが問われる。

【26面に関連記事】

第39126号（日刊）

2013年（平成25年）

5月27日（月曜日）